

市有山林監視委託契約書

有田市長(以下「委託者」という。)と 小豆島自治会 (以下「受託者」という。)との間に市有山林の監視委託について、下記のとおり契約を締結する。

第1条 「委託者」は、その所有する次の地域の市有山林の土地及び立木の監視を「受託者」に委託し、「受託者」はこれを受託する。

所在地 有田市中央地区小豆島

第2条 この契約により監視する期間は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。

第3条 「委託者」が「受託者」に支払う監視委託金は、金9,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)とし、監視委託契約業務が完了し実績報告書の提出後に支払うものとする。

第4条 「受託者」は、第1条に定める市有山林の監視について常にその状態に注意し、第三者からの盗伐、不法占拠及び無断開墾、不法投棄ごみ等の予防と適切な処置をこうずる義務を有するとともに「委託者」に報告し指示に従うこと。

上記契約の証として、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

「委託者」 有田市箕島50番地
有田市長 望月 良男



「受託者」 有田市有田市宮崎町744-1
小豆島自治会
会長 三浦 勝

